

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年11月24日
【発行者名】	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 本田 直之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	法務部 吉澤 紋子
【電話番号】	03-6758-3840
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド A コース(為替ヘッジあり) ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド B コース(為替ヘッジなし)
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券の金額】	(1) 当初自己設定 各ファンドについて1,000億円を上限とします。 (2) 継続申込期間 各ファンドについて1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

有価証券報告書を提出いたしましたので、2022年8月23日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

（前略）

<商品分類表>

当ファンドに該当する商品分類を網掛け表示しています。

Aコース/ Bコース共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

商品分類表の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

当ファンドに該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

Aコース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含む日本) 日本	ファミリーファンド	あり (フルヘッ ジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(株式 中小型株))	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング		

* 北米以外の企業にも投資する場合があります。

Bコース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含む日本) 日本	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(株式 中小型株))	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング		

* 北米以外の企業にも投資する場合があります。

属性区分表の定義

その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものを含みます。）を通じて主として株式のうち中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、上記を含む各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご参照ください。

一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス：<https://www.toushin.or.jp/>

ファンドの特色

- 1 ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として米国の中小型株式の中で、成長性が高いと判断される企業や、企業の本質的価値に比較して過小評価されていると判断される企業の株式等に投資を行います。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。
- 2 銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ^{*1}」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス^{*2}のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。
 - *1 ボトム・アップ・アプローチとは、アナリストの個別企業に対する調査や分析等に基づきその企業の投資価値を判断し、個別銘柄を選択する運用手法です。
 - *2 委託会社およびその関連会社をいいます。
- 3 Aコースは、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
Bコースは、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

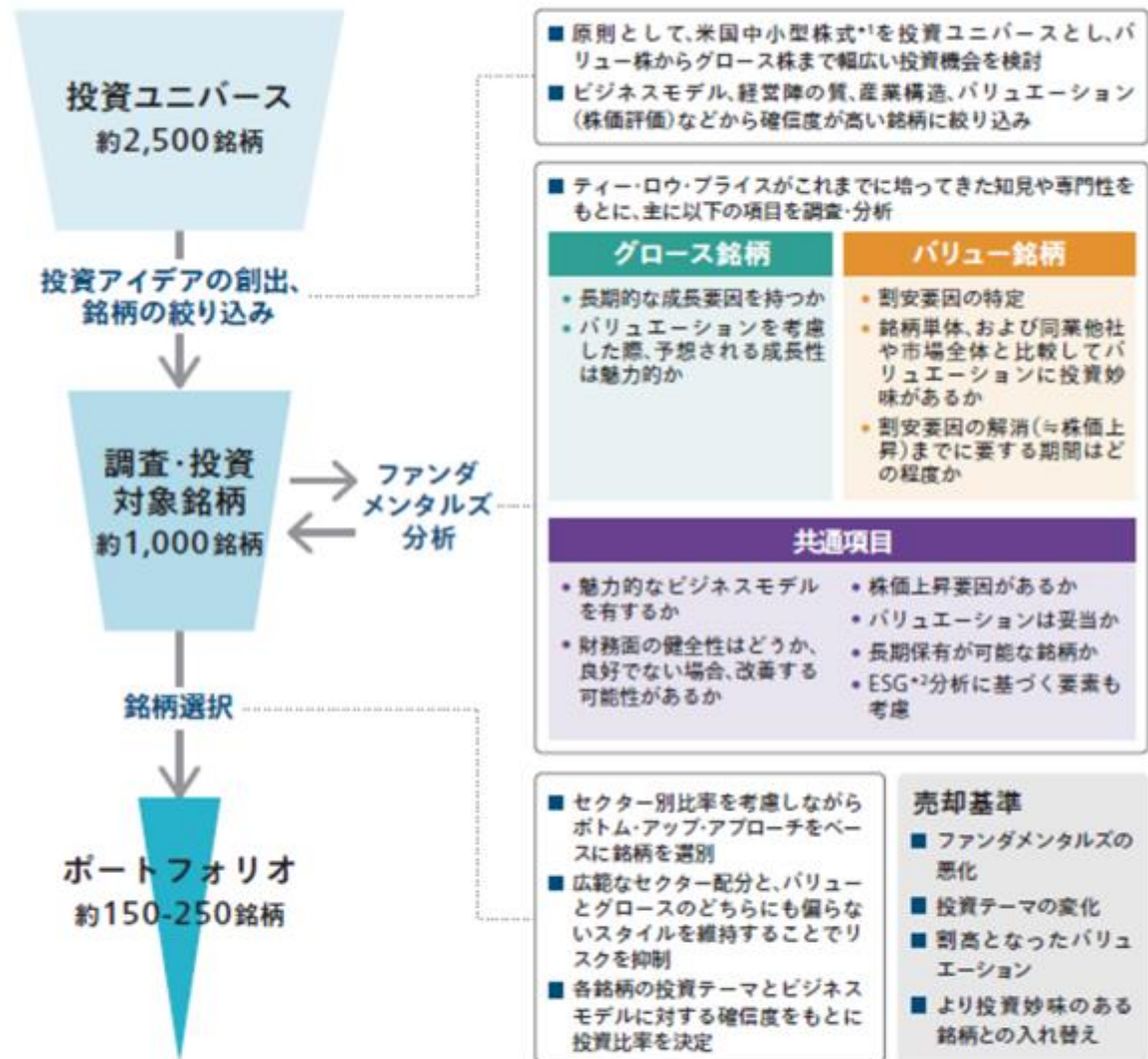
上記は当ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色を含みます。

（中略）

<運用プロセス>

当ファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国スモラー・カンパニーズ株式運用チーム」が担当します。

- 米国中小型株式に対する独自の知見と企業調査力を活用した「ボトム・アップ・アプローチ」を通じて、広範な当該株式市場において、長期的な成長の恩恵を享受することができる魅力的な投資機会の発掘を目指します。



2022年12月末時点

上記の運用プロセスは、将来変更される場合があります。

*1 原則として、代表的な米国中小型株式指数であるラッセル2500指数に採用されている銘柄の最大時価総額を上限として、それと同じか下回る銘柄と定義します。したがって、ラッセル2500指数採用銘柄以外にも投資する場合があります。また、投資時点で米国中小型株式に該当する銘柄であっても、継続保有などにより、上限を上回る銘柄に投資する場合があります。ラッセルおよびRussell*はロンドン証券取引所グループplc(London Stock Exchange Group plc)の登録商標であり、これらの商標に関するすべての権利はロンドン証券取引所グループplcに帰属します。

*2 「ESG」とは、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治)の頭文字を取った言葉です。

<ご参考>ティー・ロウ・プライスについて

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。

ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。

徹底したリサーチによるファンダメンタルズ分析を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資者のみなさまに提供しています。

グループ資産残高：1兆2,300億米ドル（2022年9月末現在）

（後略）

<訂正後>

（前略）

<商品分類表>

当ファンドに該当する商品分類を網掛け表示しています。

Aコース / Bコース共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

商品分類表の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

当ファンドに該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

Aコース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含む日本) 日本	ファミリーファンド	あり (フルヘッ ジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(株式 中小型株))	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング		

* 北米以外の企業にも投資する場合があります。

Bコース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含む日本) 日本	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(株式 中小型株))	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング		

* 北米以外の企業にも投資する場合があります。

属性区分表の定義

その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを含みます。）を通じて主として株式のうち中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジあり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、上記を含む各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご参照ください。

一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス：<https://www.toushin.or.jp/>

ファンドの特色

- 1 ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として米国の中小型株式の中で、成長性が高いと判断される企業や、企業の本質的価値に比較して過小評価されていると判断される企業の株式等に投資を行います。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。
- 2 銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ^{*1}」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス^{*2}のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。
 - *1 ボトム・アップ・アプローチとは、アナリストの個別企業に対する調査や分析等に基づきその企業の投資価値を判断し、個別銘柄を選択する運用手法です。
 - *2 委託会社およびその関連会社をいいます。
- 3 Aコースは、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

Bコースは、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

上記は当ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色を含みます。

当ファンドにおける米国中小型株式とは…

時価総額が代表的な米国中小型株式指数であるラッセル2500指数に採用されている銘柄の最大時価総額以下である銘柄をいいます。したがって、ラッセル2500指数銘柄以外の銘柄であっても、投資対象となります。また、投資開始時点では米国中小型株式に該当していた銘柄の株価がその後上昇したこと等により当該銘柄の時価総額が増加した場合には、ラッセル2500指数銘柄の最大時価総額を超える銘柄に投資することがあります。

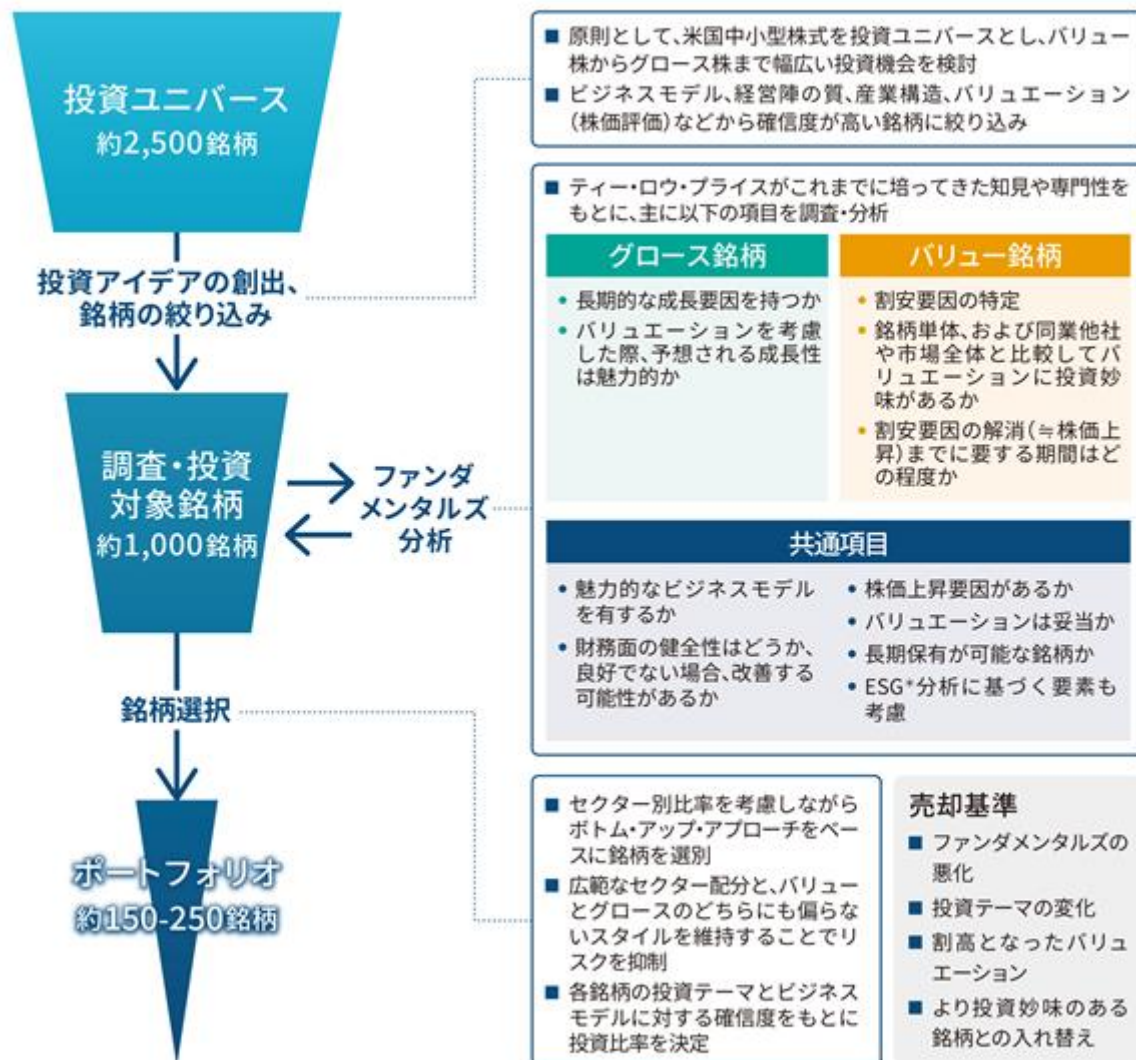
ラッセルおよびRussell®はロンドン証券取引所グループplc(London Stock Exchange Group plc)の登録商標であり、これらの商標に関するすべての権利はロンドン証券取引所グループplcに帰属します。

(中略)

<運用プロセス>

当ファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国スモラー・カンパニーズ株式運用チーム」が担当します。

- 米国中小型株式に対する独自の知見と企業調査力を活用した「ボトム・アップ・アプローチ」を通じて、広範な当該株式市場において、長期的な成長の恩恵を享受することができる魅力的な投資機会の発掘を目指します。



2023年8月末時点

*「ESG」とは、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治)の頭文字を取った言葉です。上記の運用プロセスは、将来変更される場合があります。

<ご参考>ティー・ロウ・プライスについて

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置く
ティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。

ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、85年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運
用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。

徹底したリサーチによるファンダメンタルズ分析を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバル
な運用力を世界の投資者のみなさまに提供しています。

グループ資産残高：1兆3,994億米ドル(2023年6月末現在)

(後略)

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

2023年4月14日 信託契約締結、運用開始(予定)

<訂正後>

2023年4月14日 信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

(前略)

委託会社の概況

(中略)

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
ティー・ロウ・プライス・ インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン市クイーン・ ヴィクトリア・ストリート60	2,000株	100%

< 訂正後 >

(前略)

委託会社の概況

(中略)

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
ティー・ロウ・プライス・ インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン市 パターノスター・スクエア5、 ウォーリック・コート	2,000株	100%

2 【投資方針】

(4) 【分配方針】

< 訂正前 >

年1回の決算時（毎年8月25日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の分配方針に基づき分配を行います。

初回決算日は2023年8月25日の予定です。

(後略)

< 訂正後 >

年1回の決算時（毎年8月25日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の分配方針に基づき分配を行います。

（後略）

(5) 【投資制限】

< 訂正前 >

信託約款に定める投資制限

(中略)

- 3) デリバティブの実質利用はヘッジ目的および効率的運用のために用いることがあります。
- 4) < A コース > 外国為替予約取引の利用（実質利用も含まます。）は為替変動リスクを低減するために行うことができます。
- < B コース > 外国為替予約取引の実質利用は為替変動リスクを低減するために行うことができます。

(中略)

(c)前各項の規定にかかわらず、未上場株式または未登録株式については、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

1. 金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書（金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書を含む。）を提出している会社で、当該有価証券報告書に総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されている会社の発行するもの
2. 公認会計士又は監査法人により、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）に基づく監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等が入手できる会社の発行するもの
3. 公認会計士又は監査法人により、金融商品取引法又は会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を入手できるものであって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行するもの

(中略)

9) 信用取引の指図範囲

(中略)

(b)前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(中略)

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるもの(以下、「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))に限ります。)の行使により取得可能な株券

(中略)

10) 先物取引等の運用指図および範囲

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを低減するため、日本の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)、有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

(中略)

11) スワップ取引の運用指図および範囲

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを低減するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(中略)

- (d) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) クレジットデリバティブ取引の運用指図および範囲

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを低減するため、クレジットデリバティブ取引(金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)を行うことの指図をすることができます。

(b)クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(中略)

(d)委託者は、クレジットデリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲

(a)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを低減するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(中略)

(d)委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

14) 外国為替予約取引の指図および範囲

(a)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを低減するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b)委託者は、外国為替予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(中略)

16) 公社債の空売りの指図および範囲

(中略)

(c)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

17) 公社債の借入れの指図および範囲

(中略)

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(中略)

19) 資金の借入れ

(中略)

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(中略)

<ご参考> ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式マザーファンドの概要

(中略)

(3) 投資制限

(中略)

デリバティブの利用はヘッジ目的および効率的運用のために用いることがあります。
外国為替予約取引の利用は為替変動リスクを低減するために行うことができます。

(後略)

< 訂正後 >

信託約款に定める投資制限

(中略)

3) デリバティブ取引(法人税法第61条の5第1項に定めるものをいいます。)の利用(実質利用も含みます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを低減する目的、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限定します。

4) < Aコース > 外国為替予約取引の利用(実質利用も含まれます。)は、為替変動リスクを低減する目的に限定します。

< Bコース > 外国為替予約取引の実質利用は、為替変動リスクを低減する目的に限定します。

(中略)

(c)前各項の規定にかかわらず、未上場株式または未登録株式については、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

1. 金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書(金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書を含みます。)を提出している会社で、当該有価証券報告書に総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されている会社の発行するもの
2. 公認会計士または監査法人により、会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」といいます。)に基づく監査が行われ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等が入手できる会社の発行するもの
3. 公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を入手できるものであって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行するもの

(中略)

9) 信用取引の指図範囲

(中略)

(b)前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(中略)

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものに限り、)の行使により取得可能な株券

(中略)

10) 先物取引等の運用指図および範囲

(a)委託者は、日本の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)、外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)、有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

(中略)

11) スワップ取引の運用指図および範囲

(a)委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(b)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

(中略)

(d)委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

12) クレジットデリバティブ取引の運用指図および範囲

(a)委託者は、クレジットデリバティブ取引(金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)を行うことの指図をすることができます。

(b)クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(中略)

(d)委託者は、クレジットデリバティブ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

13) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲

(a)委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

（中略）

(d)委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

14) 外国為替予約取引の指図および範囲

(a)委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b)委託者は、外国為替予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

（中略）

16) 公社債の空売りの指図および範囲

（中略）

(c)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

17) 公社債の借入れの指図および範囲

（中略）

(c)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（中略）

19) 資金の借入れ

（中略）

(b)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、

もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(中略)

<ご参考>ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式マザーファンドの概要

(中略)

(3) 投資制限

(中略)

デリバティブ取引(法人税法第61条の5第1項に定めるものをいいます。)の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを低減する目的、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限定します。

外国為替予約取引の利用は、為替変動リスクを低減する目的に限定します。

(後略)

3【投資リスク】

<訂正前>

(1) ファンドのリスク

基準価額の変動要因

(中略)

<株価変動リスク>

当ファンドは、実質的に米国の株式を主要な投資対象としますので、その基準価額は、株式(米国預託証券(ADR)等を含みます。)の値動きにより、大きく変動することがあります。

株価は、発行企業の業績、市場での需給関係、政治・経済・社会情勢等の影響を受けて、ときには大きく変動します。発行企業が経営不安や倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

(中略)

その他の変動要因

<エマージング・マーケット・リスク>

(中略)

<流動性リスク>

有価証券等を売買する際、その市場規模や取引規模が小さいなど、流動性が低い場合、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済・社会情勢等に起因して市場環境が急変した場合等においては、投資対象資産の流動性が低下することがあり、その場合、市場実勢から期待できる価格で取引ができない、あるいは取引量が限られて保有有価証券等の売却が困難となる場合があります。これらの流動性リスクにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(中略)

<カウンターパーティ・リスクおよび信用リスク>

外国為替予約取引等の相対取引の相手方(カウンターパーティ)が、財政難や営業不振、破綻などの理由により債務を履行しない場合、ファンドが損失を被ります。ファンドの外国為替予約取引の相手方(カウンターパーティ)は本書提出日現在、1社のみであるため、信用リスクが集中します。なお、当該相手方(カウンターパーティ)はファンドの投資信託計理業務を受託している会社と同一の会社です。また、有価証券の発行体において、財政難や営業不振などが生じ、企業倒産の懸念から、発行体

の株式などの価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）した場合、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

（中略）

その他の留意点

（中略）

< 買付・解約の中止等に関わる留意点 >

金融商品取引所等^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたそれらのお申込みの受付を取消することがあります。この場合、運用の基本方針にしたがった運用ができなくなる場合があります。

（中略）

< 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点 >

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国事業体への米国を起源とする特定の支払いは、例外が適用されない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。

現在、FATCAのもとでは、（ ）米国外の投資法人や投資信託といったファンドを含む外国金融機関（ただし米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）または居住国に、直接および間接的な米国の口座保有者に関する情報を収集して開示することに同意しているか、またはこれらの要件から免除されており当該免除につき証明書の提出等による証明を行っている場合を除く）、（ ）その他の特定の外国の事業体（ただし、直接または間接的な米国の口座保有者に関する一定の情報につき証明書の提出等による証明を行っている場合を除く）に対して、定額または確定可能な年次または定期的な額の米国源泉の所得（分配金を含む）の全部または一部に30%の源泉徴収税が課されますが、一部解約や償還による総受取額については、米国当局より別途、異なる内容の指針が発表されない限り、30%の源泉徴収税の対象となりません。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、当ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。

（中略）

< 米国商品先物取引委員会の規則等に関する開示について >

当ファンドは、米国1940年投資会社法のもとでの登録を行っていません。また、委託者が米国商品先物取引委員会(以下、「CFTC」といいます。)ルール4.13(a)(3)に従いコモディティー・プール・オペレーターとしての登録についての適用除外を受けているため、当ファンドに関するいかなる開示書類も、CFTCが定める規則その他の要件の適用を受けません。

(中略)

(3) 参考情報

参考情報 | 投資リスクの定量情報

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移
[Aコース、Bコース共通]

過去5年間の各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示するものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較
[Aコース、Bコース共通]

過去5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値について、ファンドと代表的な資産クラスを比較するものです。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



※当ファンドは2023年4月14日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日(2023年3月14日)現在、該当事項はありません。

■ 代表的な資産クラスの指数

日本株 東証株価指数(TOPIX(配当込み))	東証株価指数(TOPIX(配当込み))は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社J PX総研に帰属します。
先進国株 MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Incが開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Incが開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

<訂正後>

(1) ファンドのリスク

基準価額の変動要因

(中略)

<株価変動リスク>

当ファンドは、米国の株式を主要な投資対象としますので、その基準価額は、株式（米国預託証券（ADR）等を含みます。）の値動きにより、大きく変動することがあります。

株価は、発行企業の業績、市場での需給関係、政治・経済・社会情勢等の影響を受けて、ときには大きく変動します。発行企業が経営不安や倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

(中略)

その他の変動要因

<エマージング・マーケット・リスク>

(中略)

<流動性リスク>

有価証券等を売買する際、その市場規模や取引規模が小さいなど、流動性が低い場合、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済・社会情勢等に起因して市場環境が急変した場合等においては、投資対象資産の流動性が低下することがあり、その場合、市場実勢から期待できる価格で取引ができない、または取引量が限られて保有有価証券等の売却が困難となる場合があります。これらの流動性リスクにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(中略)

<カウンターパーティ・リスクおよび信用リスク>

外国為替予約取引等の相対取引の相手方(カウンターパーティ)が、財政難や営業不振、破綻などの理由により債務を履行しない場合、ファンドが損失を被ります。ファンドの外国為替予約取引の相手方(カウンターパーティ)は本書提出日現在、1社のみであるため、信用リスクが集中します。なお、当該相手方(カウンターパーティ)はファンドの投資信託計理業務を受託している会社と同一の会社です。また、有価証券の発行体において、財政難や営業不振などが生じ、企業倒産の懸念から発行体の

株式などの価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）した場合、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

（中略）

その他の留意点

（中略）

< 買付・解約の中止等に関わる留意点 >

金融商品取引所等^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたそれらのお申込みの受付を取消すことがあります。この場合、運用の基本方針にしたがった運用ができなくなる場合があります。

（中略）

< 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点 >

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国事業体への米国を起源とする特定の支払いは、例外が適用されない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。

現在、FATCAのもとでは、（ ）米国外の投資法人や投資信託といったファンドを含む外国金融機関（ただし米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）または居住国に、直接および間接的な米国の口座保有者に関する情報を収集して開示することに同意しているか、またはこれらの要件から免除されており当該免除につき証明書の提出等による証明を行っている場合を除きます。）、（ ）その他の特定の外国の事業体（ただし、直接または間接的な米国の口座保有者に関する一定の情報につき証明書の提出等による証明を行っている場合を除きます。）に対して、定額または確定可能な年次または定期的な額の米国源泉の所得（分配金を含みます。）の全部または一部に30%の源泉徴収税が課されますが、一部解約や償還による総受取額については、米国当局より別途、異なる内容の指針が発表されない限り、30%の源泉徴収税の対象となりません。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、当ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。

（中略）

< 米国商品先物取引委員会の規則等に関する開示について >

当ファンドは、米国1940年投資会社法のもとでの登録を行っていません。また、委託者が米国商品先物取引委員会(以下「CFTC」といいます。)ルール4.13(a)(3)に従いコモディティー・プール・オペレーターとしての登録についての適用除外を受けているため、当ファンドに関するいかなる開示書類も、CFTCが定める規則その他の要件の適用を受けません。

(中略)

(3) 参考情報

| 参考情報 | 投資リスクの定量情報

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

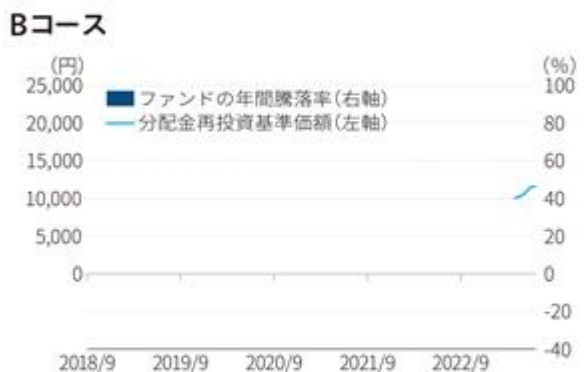
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

過去5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値について、ファンドと代表的な資産クラスを比較するものです。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



※分配金再投資基準価額は、2023年4月以降のデータを表示しています。(設定日:2023年4月14日)

※ファンドの騰落率は、2023年8月末時点において運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※ファンドの騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の騰落率および基準価額と異なる場合があります。

■ 代表的な資産クラスの指数

日本株 東証株価指数(TOPIX(配当込み))	東証株価指数(TOPIX(配当込み))は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。
先進国株 MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・ インデックス・エマージング・ マーケッツ・グローバル・ ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

<訂正前>

取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明・情報提供、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込を取扱う場合があります。

スイッチングのお取扱いに関しては、販売会社へお問い合わせください。

（後略）

<訂正後>

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明・情報提供、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込を取扱う場合があります。

スイッチングのお取扱いに関しては、販売会社へお問い合わせください。

（後略）

（５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

（中略）

課税の取扱いについて

以下の内容は本書提出日現在施行の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

（中略）

税法上、公募株式投資信託は少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニア NISA」の適用対象です。

「NISA」および「ジュニア NISA」は、上場株式、公募株式投資信託等にかかる非課税制度です。「NISA」「ジュニア NISA」をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方を対象に、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（後略）

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

（中略）

課税の取扱いについて

課税上は、株式投資信託として取扱われます。以下の内容は、本書提出日現在施行の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

（中略）

<少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合>

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」（以下「NISA」といいます。）は、少額上場株式等に関する非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は、税法上、NISAの適用対象であり、2024年1月1日以降は、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（後略）

5【運用状況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下の運用状況は、2023年8月31日現在です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

外国株式の業種分類は世界産業分類基準（GICS）の産業グループ分類を使用しております。当社ホームページ掲載の月次報告書*とは異なりますのでご注意ください。

*月次報告書ではGICSのセクター分類を使用しております。

（1）【投資状況】

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）>

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	6,788,835,217	100.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,167,681	0.14
合計(純資産総額)		6,779,667,536	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建		473,895,308	6.98
	売建		6,861,509,263	101.20

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）>

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	36,927,609,603	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10,530,876	0.03
合計(純資産総額)		36,917,078,727	100.00

参考情報

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式マザーファンド>

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	36,746,426,954	84.06
	カナダ	1,761,119,957	4.03
	ドイツ	71,195,091	0.16
	オランダ	268,529,071	0.61
	ルクセンブルク	198,359,451	0.45
	イギリス	273,038,295	0.62
	スイス	53,452,656	0.12
	デンマーク	174,938,756	0.40
	ケイマン	174,044,306	0.40
	バミューダ	793,507,771	1.82
	小計	40,514,612,308	92.68
投資証券	アメリカ	2,310,444,230	5.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		890,553,670	2.04
合計(純資産総額)		43,715,610,208	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建		18,338,153	0.04

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Aコース(為替ヘッジあり)>

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式マザー ファンド	5,691,034,636	1.1596	6,599,329,902	1.1929	6,788,835,217	100.14

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.14
合計	100.14

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）>

イ.評価額上位銘柄明細

ロ.種類別投資比率

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式マザー ファンド	30,956,165,314	1.1597	35,900,963,315	1.1929	36,927,609,603	100.03

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

参考情報

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式マザーファンド>

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	テクノロジー・ ハード ウェアおよび機器	12,375	59,357.20	734,545,350	61,414.23	760,001,146	1.74
2	アメリカ	株式	RELIANCE STEEL & ALUMINUM	素材	15,802	40,153.83	634,510,822	41,590.97	657,220,603	1.50
3	アメリカ	株式	INGERSOLL-RAND INC	資本財	63,028	9,976.68	628,810,692	10,217.91	644,014,936	1.47
4	アメリカ	株式	ARTHUR J GALLAGHER & CO	保険	18,322	32,874.53	602,327,175	33,747.34	618,318,873	1.41
5	アメリカ	株式	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	10,271	57,269.46	588,214,664	59,813.34	614,342,856	1.41
6	アメリカ	株式	ELEMENT SOLUTIONS INC	素材	197,985	2,887.45	571,671,789	3,020.49	598,012,109	1.37
7	アメリカ	株式	VULCAN MATERIALS CO	素材	18,692	31,430.07	587,490,980	31,906.68	596,399,812	1.36
8	アメリカ	投資証券	APPLE HOSPITALITY REIT INC		263,537	2,127.21	560,598,542	2,203.23	580,633,679	1.33
9	アメリカ	株式	MOLINA HEALTHCARE INC	ヘルスケ ア機器・ サービス	12,306	46,501.83	572,251,569	47,127.56	579,951,876	1.33
10	カナダ	株式	FIRSTSERVICE CORP	不動産管 理・開発	25,110	21,327.65	535,537,442	22,239.94	558,444,994	1.28
11	カナダ	株式	WASTE CONNECTIONS INC	商業・専 門サービ ス	27,198	19,943.14	542,413,576	20,229.69	550,207,217	1.26
12	アメリカ	株式	DOMINO'S PIZZA INC	消費者 サービス	9,472	55,389.33	524,647,753	57,630.57	545,876,835	1.25

13	アメリカ	株式	QUIDELORTHO CORP	ヘルスケア機器・サービス	44,771	11,451.84	512,710,597	12,103.89	541,903,617	1.24
14	アメリカ	株式	AVERY DENNISON CORP	素材	19,278	26,539.68	511,632,066	27,457.82	529,331,892	1.21
15	アメリカ	株式	SPX TECHNOLOGIES INC	資本財	45,358	11,378.74	516,117,161	11,652.13	528,517,766	1.21
16	アメリカ	株式	GRACO INC	資本財	43,938	11,130.20	489,038,992	11,522.02	506,254,603	1.16
17	アメリカ	株式	OLD DOMINION FREIGHT LINE	運輸	8,032	59,751.93	479,927,582	62,911.32	505,303,738	1.16
18	アメリカ	株式	ALAMO GROUP INC	資本財	19,575	24,722.42	483,941,372	25,273.59	494,730,603	1.13
19	アメリカ	株式	MANHATTAN ASSOCIATES INC	ソフトウェア・サービス	16,571	27,770.69	460,188,104	29,718.07	492,458,204	1.13
20	アメリカ	株式	GIBRALTAR INDUSTRIES INC	資本財	44,503	10,453.30	465,203,210	10,998.62	489,471,853	1.12
21	アメリカ	株式	COOPER COS INC/THE	ヘルスケア機器・サービス	8,410	54,067.68	454,709,222	55,681.73	468,283,366	1.07
22	アメリカ	株式	DIAMONDBACK ENERGY INC	エネルギー	21,005	21,785.26	457,599,429	22,121.52	464,662,570	1.06
23	アメリカ	株式	MACOM TECHNOLOGY SOLUTIONS H	半導体・半導体製造装置	38,173	11,643.36	444,462,287	12,130.21	463,046,659	1.06
24	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES		46,788	9,855.34	461,111,741	9,843.64	460,564,509	1.05
25	アメリカ	株式	BRIGHT HORIZONS FAMILY SOLUT	消費者サービス	32,943	13,988.41	460,820,388	13,946.01	459,423,671	1.05
26	アメリカ	株式	POST HOLDINGS INC	食品・飲料・タバコ	34,710	13,034.15	452,415,545	13,144.84	456,257,466	1.04
27	アメリカ	株式	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	運輸	16,061	27,684.43	444,639,662	27,779.46	446,165,939	1.02
28	アメリカ	株式	PACKAGING CORP OF AMERICA	素材	19,997	21,137.59	422,688,507	21,842.27	436,780,073	1.00
29	アメリカ	株式	PTC INC	ソフトウェア・サービス	20,062	20,503.08	411,332,951	21,408.06	429,488,620	0.98
30	アメリカ	株式	ESCO TECHNOLOGIES INC	資本財	26,792	15,159.47	406,152,735	15,839.30	424,366,740	0.97

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	不動産管理・開発	2.28
		エネルギー	4.50
		素材	8.18
		資本財	14.44
		商業・専門サービス	4.05
		運輸	2.50
		耐久消費財・アパレル	0.55
		消費者サービス	5.09
		メディア・娯楽	0.94
		一般消費財・サービス流通・小売り	2.91
		食品・飲料・タバコ	2.32
		家庭用品・パーソナル用品	0.47
		ヘルスケア機器・サービス	6.63
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.50
		銀行	6.07
		金融サービス	1.20
		保険	4.72
		ソフトウェア・サービス	6.93
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.46
公益事業	1.90		
半導体・半導体製造装置	4.05		
投資証券	外国		5.29
合計			97.96

【投資不動産物件】

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）>
該当事項はありません。

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）>
該当事項はありません。

参考情報

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式マザーファンド>
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）>

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	3,256,788.60	474,414,769	473,895,308	6.98
	アメリカドル	売建	47,154,898.38	6,854,817,983	6,861,509,263	101.20

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）>

該当事項はありません。

参考情報

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式マザーファンド>

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	125,452.39	18,338,629	18,338,153	0.04

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）>

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2023年 8月25日)	6,596	6,596	1.0205	1.0205
2023年 4月末日	5,616		0.9879	
5月末日	5,946		0.9861	
6月末日	6,557		1.0389	
7月末日	6,930		1.0755	
8月末日	6,779		1.0488	

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付は、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）>

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2023年 8月25日)	35,761	35,761	1.1525	1.1525
2023年 4月末日	23,961		1.0017	
5月末日	27,956		1.0464	
6月末日	33,032		1.1488	
7月末日	35,449		1.1644	
8月末日	36,917		1.1852	

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付は、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

【分配の推移】

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）>

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 4月14日～2023年 8月25日	0.0000

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）>

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 4月14日～2023年 8月25日	0.0000

【収益率の推移】

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）>

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	2023年 4月14日～2023年 8月25日	2.1

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）>

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	2023年 4月14日～2023年 8月25日	15.3

（４）【設定及び解約の実績】

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）>

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	2023年 4月14日～2023年 8月25日	6,736,504,319	273,005,349	6,463,498,970

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）>

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	2023年 4月14日～2023年 8月25日	31,885,427,943	856,561,821	31,028,866,122

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

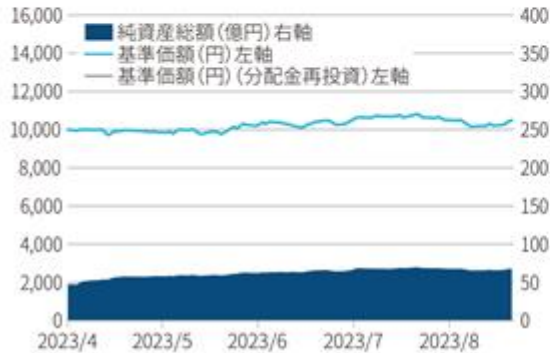
< 参考情報 >

2023年8月31日現在

基準価額・純資産の推移

Aコース

基準価額	10,488円	純資産総額	67.8億円
------	---------	-------	--------



Bコース

基準価額	11,852円	純資産総額	369.2億円
------	---------	-------	---------



※基準価額は1万口当たりとなっています。

※基準価額および基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものです。

※基準価額(分配金再投資)は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

Aコース

2023/8/25	0円
設定来累計	0円

Bコース

2023/8/25	0円
設定来累計	0円

運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。
当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで開示しています。

2023年8月31日現在

主要な資産の状況(マザーファンド)

組入上位10銘柄

	銘柄名	セクター	通貨	国・地域	構成比
1	テレダイン・テクノロジーズ	情報技術	米ドル	米国	1.7%
2	リライアンス・スチール・アンド・アルミナム	素材	米ドル	米国	1.5%
3	インガソール・ランド	資本財・サービス	米ドル	米国	1.5%
4	アーサー・J・ギャラガー	金融	米ドル	米国	1.4%
5	ウエスト・ファーマシューティカル・サービス	ヘルスケア	米ドル	米国	1.4%
6	エレメント・ソリューションズ	素材	米ドル	米国	1.4%
7	バルカン・マテリアルズ	素材	米ドル	米国	1.4%
8	アップル・ホスピタリティーREIT	不動産	米ドル	米国	1.3%
9	モリーナ・ヘルスケア	ヘルスケア	米ドル	米国	1.3%
10	ファーストサービス	不動産	米ドル	カナダ	1.3%

セクター配分



※構成比はすべてマザーファンドの対純資産総額の比率です。

※セクター配分は、世界産業分類基準(GICS)の分類にて区分しています。

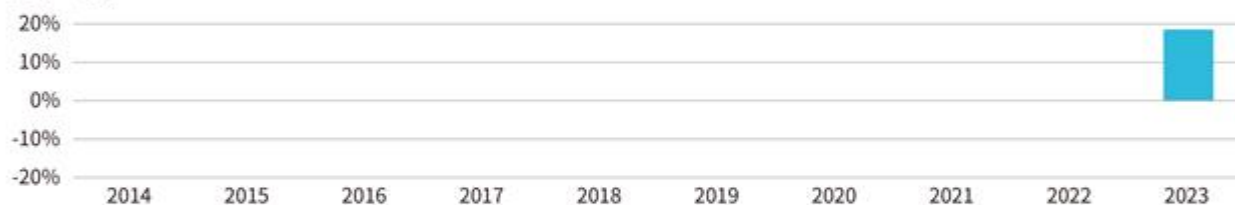
※当該銘柄の売買を推奨するものではありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

Aコース



Bコース



※ファンドの収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2023年は設定日から基準日までの収益率を表示しています。

運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで開示しています。

世界産業分類基準（以下「GICS」といいます。）は、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（以下「MSCI」といいます。）およびマグローヒル・カンパニーズ傘下のスタンダード&プアーズ（以下「S&P」といいます。）が開発した独占的財産およびサービスマークであり、ティー・ロウ・プライスにライセンス供与されています。MSCI、S&PまたはGICSの作成、編集もしくはGICS分類に関与する第三者はいずれも、当該基準や分類（またはその利用から得られた結果）について明示的にも暗示的にもいかなる保証や表明もしません。また、すべての関係当事者は、当該基準や分類のいずれについても、その独創性、正確性、網羅性、商品性または特定の目的適合性について、いかなる保証からも明示的に免責されます。前述の内容を制限することなく、MSCI、S&P、その関連会社またはGICSの作成、編集もしくはGICS分類に関与する第三者はいずれの場合も、直接的、間接的、特別、懲罰的、結果的またはその他のいかなる損害（逸失利益を含む）について、その発生可能性が通知されていたとしても、いかなる責任も負いません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(1) 申込受付

受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受付けます。ただし、継続申込期間において、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、取得のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

継続申込期間において、取得申込の受付は、原則として午後3時までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

（中略）

(4) 申込価額

申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）とします。

（中略）

(7) 受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

なお、主要投資対象市場の規模・流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付を制限することがあります。

（後略）

< 訂正後 >

(1) 申込受付

受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、取得のお申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ ニューヨークの銀行の休業日

取得申込の受付は、原則として午後3時まで取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

（中略）

(4) 申込価額

申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

（中略）

(7) 受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

なお、主要投資対象市場の規模・流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付を制限することがあります。

（後略）

2【換金（解約）手続等】

< 訂正前 >

(1)換金（解約）申込

換金の申込みは、信託設定日(2023年4月14日)以降、販売会社において毎営業日に受付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、換金のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

（中略）

(7)受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

（後略）

< 訂正後 >

(1)換金（解約）申込

換金の申込みは、販売会社において毎営業日に受付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、換金のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

（中略）

(7) 受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

（後略）

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<訂正前>

ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、各ファンドについて、当該各ファンドの受益権の口数が50億口を下回った場合、当該各ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、当該各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

信託期間の終了

()委託者は、上記「ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、販売会社を通じて当ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。また、委託会社の判断により、周知のために公告を日本経済新聞に掲載してお知らせすることがあります。

()上記()の書面決議において、受益者（委託者および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当ファンドの信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

()上記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定する当ファンドの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(中略)

()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記「信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(中略)

信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由が発生したときは、受託者と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ()委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、販売会社を通じて当ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ()上記()の書面決議において、受益者（委託者および当ファンドの信託の信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ()書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（後略）

< 訂正後 >

ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、各ファンドについて、当該各ファンドの受益権の口数が50億口を下回った場合、当該各ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはこの信託契約を解約することに正当な理由がある場合は、受託者と合意のうえ、当該各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

信託期間の終了

()委託者は、上記「ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、販売会社を通じて当ファンドの信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。また、委託会社の判断により、周知のために公告を日本経済新聞に掲載してお知らせすることがあります。

()上記()の書面決議において、受益者（委託者および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当ファンドの信託契約にかかる知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

()上記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定する当ファンドの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（中略）

()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じた場合は、当ファンドは、下記「信託約款の変更等」の書面決議が否決となるときを除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（中略）

信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ()委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、販売会社を通じて当ファンドの信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ()上記()の書面決議において、受益者（委託者および当ファンドの信託の信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ()書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決されたときは、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（後略）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表につきましては、以下の内容が追加されます。

<更新・訂正後>

1. ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Aコース(為替ヘッジあり)、ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Bコース(為替ヘッジなし)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. Aコース及びBコースの第1期計算期間は、2023年4月14日から2023年8月25日までとなっております。

3. Aコース及びBコースは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2023年4月14日から2023年8月25日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 2023年 8月25日現在
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	6,911,802,032
未収入金	12,822,555
流動資産合計	6,924,624,587
資産合計	6,924,624,587
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	274,643,340
未払解約金	12,822,555
未払受託者報酬	748,034
未払委託者報酬	38,648,470
その他未払費用	1,756,263
流動負債合計	328,618,662
負債合計	328,618,662
純資産の部	
元本等	
元本	6,463,498,970
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	132,506,955
（分配準備積立金）	116,741,575
元本等合計	6,596,005,925
純資産合計	6,596,005,925
負債純資産合計	6,924,624,587

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2023年 4月14日 至 2023年 8月25日
営業収益	
有価証券売買等損益	914,531,499
為替差損益	744,443,848
営業収益合計	170,087,651
営業費用	
受託者報酬	748,034
委託者報酬	38,648,470
その他費用	1,763,963
営業費用合計	41,160,467
営業利益又は営業損失（ ）	128,927,184
経常利益又は経常損失（ ）	128,927,184
当期純利益又は当期純損失（ ）	128,927,184
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	12,185,609
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,765,380
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,716
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,761,664
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	132,506,955

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第1期 2023年 8月25日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況	
	期首元本額	4,737,506,806円
	期中追加設定元本額	1,998,997,513円
	期中一部解約元本額	273,005,349円
2.	受益権の総数	6,463,498,970口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

		第1期 自 2023年 4月14日 至 2023年 8月25日
1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。
2.	分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額	16,363,669円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	100,377,906円
C	収益調整金額	15,765,380円
D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額	132,506,955円
F	当ファンドの期末残存口数	6,463,498,970口
G	10,000口当たり収益分配対象額	204円
H	10,000口当たり分配金額	0円
I	収益分配金金額	0円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第1期 自 2023年 4月14日 至 2023年 8月25日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びリスク		当ファンドが保有する金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。また、当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制		当該金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。 運用チームがポートフォリオのモニタリングを行い、その運用リスクを管理するとともに、運用部門とは独立したリスク管理部門によるリスク管理（流動性リスク管理を含みます。）も行われております。 法令、規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。 流動性リスク管理にあたっては、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどの実施を確保するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。 委託会社の取締役会や委員会およびグループでの委員会等においても、管理・監督（流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢についての監督を含みます。）を行う多層的なアプローチにより牽制機能を効かせています。

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第1期 2023年 8月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法		(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

第1期(2023年8月25日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	863,499,116
合計	863,499,116

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(通貨関連)

第1期(2023年8月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	買建	202,414,700	0	202,229,610	185,090
	米ドル	202,414,700	0	202,229,610	185,090
	売建	6,893,589,598	0	7,168,047,848	274,458,250
	米ドル	6,893,589,598	0	7,168,047,848	274,458,250
	合計	7,096,004,298	0	7,370,277,458	274,643,340

(注)時価の算定方法

・ 為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（ 1口当たり情報に関する注記）

第1期 2023年 8月25日現在	
1口当たり純資産額	1.0205円
(1万口当たり純資産額)	(10,205円)

（ 4 ）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式マザーファンド	5,959,991,405	6,911,802,032	
合計		5,959,991,405	6,911,802,032	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

【ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Bコース(為替ヘッジなし)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 2023年 8月25日現在
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	35,957,968,331
未収入金	54,956
流動資産合計	35,958,023,287
資産合計	35,958,023,287
負債の部	
流動負債	
未払解約金	54,956
未払受託者報酬	3,606,056
未払委託者報酬	186,313,134
その他未払費用	6,290,133
流動負債合計	196,264,279
負債合計	196,264,279
純資産の部	
元本等	
元本	31,028,866,122
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	4,732,892,886
(分配準備積立金)	3,981,166,076
元本等合計	35,761,759,008
純資産合計	35,761,759,008
負債純資産合計	35,958,023,287

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2023年 4月14日 至 2023年 8月25日
営業収益	
有価証券売買等損益	4,286,496,722
営業収益合計	4,286,496,722
営業費用	
受託者報酬	3,606,056
委託者報酬	186,313,134
その他費用	6,290,133
営業費用合計	196,209,323
営業利益又は営業損失（ ）	4,090,287,399
経常利益又は経常損失（ ）	4,090,287,399
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,090,287,399
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	109,121,323
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	764,922,699
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	764,922,699
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,195,889
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,195,889
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,732,892,886

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第1期 2023年 8月25日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況	
	期首元本額	18,730,695,832円
	期中追加設定元本額	13,154,732,111円
	期中一部解約元本額	856,561,821円
2.	受益権の総数	31,028,866,122口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

		第1期 自 2023年 4月14日 至 2023年 8月25日
1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。
2.	分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額	104,854,812円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	3,876,311,264円
C	収益調整金額	751,726,810円
D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額	4,732,892,886円
F	当ファンドの期末残存口数	31,028,866,122口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,525円
H	10,000口当たり分配金額	0円
I	収益分配金金額	0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第1期 自 2023年 4月14日 至 2023年 8月25日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びリスク		当ファンドが保有する金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制		当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。 運用チームがポートフォリオのモニタリングを行い、その運用リスクを管理するとともに、運用部門とは独立したリスク管理部門によるリスク管理（流動性リスク管理を含みます。）も行われております。 法令、規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。 流動性リスク管理にあたっては、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどの実施を確保するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。 委託会社の取締役会や委員会およびグループでの委員会等においても、管理・監督（流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢についての監督を含みます。）を行う多層的なアプローチにより牽制機能を効かせています。

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第1期 2023年 8月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法		(1) 有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第1期(2023年8月25日現在)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,255,689,785
合計	4,255,689,785

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第1期 2023年 8月25日現在	
1口当たり純資産額	1.1525円
(1万口当たり純資産額)	(11,525円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式マザーファンド	31,006,267,424	35,957,968,331	
合計		31,006,267,424	35,957,968,331	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

ファンドは、「ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。以下に記載した情報は監査対象外であります。

ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2023年 8月25日現在

資産の部	
流動資産	
預金	881,612,050
金銭信託	229,131,853
株式	39,515,677,841
投資証券	2,228,307,534
派生商品評価勘定	407,631
未収入金	58,467,012
未収配当金	24,634,575
流動資産合計	42,938,238,496
資産合計	42,938,238,496
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,091,565
未払金	52,028,965
未払解約金	12,877,511
その他未払費用	15,875
流動負債合計	67,013,916
負債合計	67,013,916
純資産の部	
元本等	
元本	36,966,258,829
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	5,904,965,751
元本等合計	42,871,224,580
純資産合計	42,871,224,580
負債純資産合計	42,938,238,496

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条、61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

		2023年8月25日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況	
	期首	2023年4月14日
	期首元本額	23,468,202,638円
	期中追加設定元本額	15,103,100,349円
	期中一部解約元本額	1,605,044,158円
	期末元本額	36,966,258,829円
	元本の内訳	
	ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンドAコース（為替ヘッジあり）	5,959,991,405円
	ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンドBコース（為替ヘッジなし）	31,006,267,424円
2.	受益権の総数	36,966,258,829口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	自 2023年 4月14日 至 2023年 8月25日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びリスク		当ファンドが保有する金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。また、当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制		当該金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。 運用チームがポートフォリオのモニタリングを行い、その運用リスクを管理するとともに、運用部門とは独立したリスク管理部門によるリスク管理（流動性リスク管理を含みます。）も行われております。 法令、規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っております。 流動性リスク管理にあたっては、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどの実施を確保するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。 委託会社の取締役会や委員会およびグループでの委員会等においても、管理・監督（流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢についての監督を含みます。）を行う多層的なアプローチにより牽制機能を効かせています。

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	2023年 8月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法		(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

(2023年8月25日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,639,039,430
投資証券	87,853,270
合計	1,551,186,160

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（通貨関連）

（2023年8月25日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	買建	51,383,647	0	51,791,278	407,631
	米ドル	51,383,647	0	51,791,278	407,631
	売建	261,360,000	0	263,451,565	2,091,565
	米ドル	261,360,000	0	263,451,565	2,091,565
合計		312,743,647	0	315,242,843	1,683,934

（注）時価の算定方法

- ・ 為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

2023年 8月25日現在	
1口当たり純資産額	1.1597円
(1万口当たり純資産額)	(11,597円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	COLLIERS INTL GR-SUBORD VOT	784	109.90	86,161.60	
	CHAMPIONX CORP	31,600	35.31	1,115,796.00	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	26,007	84.52	2,198,111.64	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	21,005	149.01	3,129,955.05	
	MAGNOLIA OIL & GAS CORP - A	87,174	22.20	1,935,262.80	
	NOV INC	64,741	20.18	1,306,473.38	
	SOUTHWESTERN ENERGY CO	193,008	6.40	1,235,251.20	
	TECHNIPFMC PLC	98,293	18.03	1,772,222.79	
	ARDAGH METAL PACKAGING SA	380,047	3.47	1,318,763.09	
	AVERY DENNISON CORP	19,278	181.53	3,499,535.34	
	ELEMENT SOLUTIONS INC	197,985	19.75	3,910,203.75	
	HUNTSMAN CORP	37,055	26.87	995,667.85	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	19,997	144.58	2,891,166.26	
	QUAKER CHEMICAL CORPORATION	5,415	165.69	897,211.35	
	RELIANCE STEEL & ALUMINUM	15,802	274.65	4,340,019.30	
	RPM INTERNATIONAL INC	19,989	99.34	1,985,707.26	
	VULCAN MATERIALS CO	18,692	214.98	4,018,406.16	
	AIR LEASE CORP	66,181	39.95	2,643,930.95	
	ALAMO GROUP INC	19,575	169.10	3,310,132.50	
	CSW INDUSTRIALS INC	15,836	181.02	2,866,632.72	
	ESCO TECHNOLOGIES INC	26,792	103.69	2,778,062.48	
	GIBRALTAR INDUSTRIES INC	44,503	71.50	3,181,964.50	
	GRACO INC	43,938	76.13	3,344,999.94	
	HAYWARD HOLDINGS INC	86,304	13.81	1,191,858.24	
	HERC HOLDINGS INC	17,606	123.10	2,167,298.60	
	HUBBELL INC	1,300	316.44	411,372.00	
	INGERSOLL-RAND INC	63,028	68.24	4,301,030.72	
	JOHN BEAN TECHNOLOGIES CORP	18,895	109.73	2,073,348.35	
	MCGRATH RENTCORP	15,376	101.95	1,567,583.20	
	MIDDLEBY CORP	15,355	141.48	2,172,425.40	
RBC BEARINGS INC	7,656	220.24	1,686,157.44		
SHYFT GROUP INC/THE	30,812	15.23	469,266.76		
SITEONE LANDSCAPE SUPPLY INC	8,644	156.85	1,355,811.40		
SPX TECHNOLOGIES INC	45,358	77.83	3,530,213.14		

WATSCO INC	7,783	346.37	2,695,797.71
CASELLA WASTE SYSTEMS INC-A	17,166	79.58	1,366,070.28
HURON CONSULTING GROUP INC	26,815	98.95	2,653,344.25
KORN FERRY	6,244	51.70	322,814.80
PAYCOM SOFTWARE INC	5,738	284.58	1,632,920.04
PAYCOR HCM INC	48,235	22.35	1,078,052.25
TETRA TECH INC	9,390	157.26	1,476,671.40
WASTE CONNECTIONS INC	27,198	136.41	3,710,079.18
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	16,061	189.36	3,041,310.96
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	17,497	55.33	968,109.01
OLD DOMINION FREIGHT LINE	8,032	408.70	3,282,678.40
NVR INC	97	6,070.01	588,790.97
STEVEN MADDEN LTD	29,512	33.53	989,537.36
BRIGHT HORIZONS FAMILY SOLUT	32,943	95.68	3,151,986.24
CAVA GROUP INC	15,762	42.65	672,249.30
CHUY'S HOLDINGS INC	33,730	38.48	1,297,930.40
DOMINO'S PIZZA INC	9,472	378.86	3,588,561.92
DUOLINGO	7,426	131.30	975,033.80
DUTCH BROS INC-CLASS A	19,400	30.03	582,582.00
KURA SUSHI USA INC-CLASS A	11,031	91.31	1,007,240.61
MARRIOTT VACATIONS WORLD	10,372	109.86	1,139,467.92
SEAWORLD ENTERTAINMENT INC	22,611	48.49	1,096,407.39
TEXAS ROADHOUSE INC	13,391	104.96	1,405,519.36
ADVANTAGE SOLUTIONS INC	136,437	2.66	362,922.42
EVENTBRITE INC-CLASS A	50,609	10.24	518,236.16
NEW YORK TIMES CO-A	39,260	42.48	1,667,764.80
BURLINGTON STORES INC	14,638	154.85	2,266,694.30
CALERES INC	39,195	24.15	946,559.25
FIVE BELOW	13,926	175.10	2,438,442.60
MONRO INC	30,442	33.74	1,027,113.08
OLLIE'S BARGAIN OUTLET HOLDI	24,265	70.89	1,720,145.85
DARLING INGREDIENTS INC	39,634	60.25	2,387,948.50
POST HOLDINGS INC	32,310	89.14	2,880,113.40
SIMPLY GOOD FOODS CO/THE	42,046	33.75	1,419,052.50
BELLRING BRANDS INC	35,693	39.91	1,424,507.63
AGILITI INC	64,992	9.59	623,273.28
COOPER COS INC/THE	8,410	369.82	3,110,186.20

DOXIMITY INC-CLASS A	11,049	23.31	257,552.19
HOLOGIC INC	15,726	75.17	1,182,123.42
MOLINA HEALTHCARE INC	12,306	318.07	3,914,169.42
NEOGEN CORP	47,974	22.62	1,085,171.88
NOVOCURE LTD	11,487	30.00	344,610.00
OPTION CARE HEALTH INC	34,330	34.76	1,193,310.80
PROCEPT BIOROBOTICS CORP	35,047	30.11	1,055,265.17
QUIDELORTHO CORP	44,771	78.33	3,506,912.43
RXSIGHT INC	14,538	29.36	426,835.68
TELEFLEX INC	10,517	214.98	2,260,944.66
U.S. PHYSICAL THERAPY INC	8,513	100.45	855,130.85
APELLIS PHARMACEUTICALS INC	30,426	40.08	1,219,474.08
ARCELLX INC	8,721	34.93	304,624.53
ARGENX SE - ADR	3,849	507.33	1,952,713.17
ASCENDIS PHARMA A/S - ADR	12,392	95.87	1,188,021.04
BLUEPRINT MEDICINES CORP	17,373	49.65	862,569.45
CRISPR THERAPEUTICS AG	7,237	49.65	359,317.05
CYTOKINETICS INC	12,535	33.68	422,178.80
HILLEVAX INC	16,060	12.85	206,371.00
ICOSAVAX INC	48,843	7.96	388,790.28
INSMED INC	52,417	21.93	1,149,504.81
IONIS PHARMACEUTICALS INC	39,509	39.81	1,572,853.29
KARUNA THERAPEUTICS INC	6,028	172.27	1,038,443.56
MOONLAKE IMMUNOTHERAPEUTICS	1,951	55.53	108,339.03
MORPHIC HOLDING INC	9,326	53.64	500,246.64
MORPHOSYS AG ADR	64,329	7.90	508,199.10
NKARTA INC	39,581	1.78	70,454.18
PACIFIC BIOSCIENCES OF CALIF	45,676	10.06	459,500.56
RAPT THERAPEUTICS INC	18,578	18.57	344,993.46
REPLIGEN CORP	7,257	163.17	1,184,124.69
REVVITY INC	15,272	116.20	1,774,606.40
SAREPTA THERAPEUTICS INC	3,529	116.00	409,364.00
STRUCTURE THERAPEUTICS INC	11,900	28.54	339,626.00
VAXCYTE INC	11,806	49.37	582,862.22
VERVE THERAPEUTICS INC	11,147	13.35	148,812.45
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	10,271	391.72	4,023,356.12
XENCOR INC	16,656	22.59	376,259.04

ZENTALIS PHARMACEUTICALS INC	15,676	25.22	395,348.72
CADENCE BANK	69,614	22.60	1,573,276.40
CAPITOL FEDERAL FINANCIAL IN	179,159	5.93	1,062,412.87
DIME COMMUNITY BANCSHARES IN	56,396	21.61	1,218,717.56
FB FINANCIAL CORP	23,368	30.97	723,706.96
HOME BANCSHARES INC	59,247	21.90	1,297,509.30
METROPOLITAN BANK HOLDING CO	15,314	41.10	629,405.40
PACIFIC PREMIER BANCORP INC	88,253	22.59	1,993,635.27
PINNACLE FINANCIAL PARTNERS	41,115	66.35	2,727,980.25
SEACOAST BANKING CORP/FL	48,265	23.08	1,113,956.20
SOUTHSTATE CORP	31,312	70.39	2,204,051.68
TEXAS CAPITAL BANCSHARES INC	24,367	60.46	1,473,228.82
VERITEX HOLDINGS INC	30,778	19.09	587,552.02
WESTERN ALLIANCE BANCORP	30,748	49.22	1,513,416.56
MARKETAXESS HOLDINGS INC	4,254	245.30	1,043,506.20
VOYA FINANCIAL INC	36,096	70.80	2,555,596.80
ARTHUR J GALLAGHER & CO	18,322	224.86	4,119,884.92
ASSURANT INC	18,541	140.38	2,602,785.58
AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	23,301	55.03	1,282,254.03
FIRST AMERICAN FINANCIAL	28,434	60.11	1,709,167.74
HANOVER INSURANCE GROUP INC/	16,608	104.50	1,735,536.00
KEMPER CORP	21,746	46.42	1,009,449.32
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	7,831	184.41	1,444,114.71
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	23,237	46.54	1,081,449.98
BRAZE INC-A	21,674	40.68	881,698.32
CLEAR SECURE INC -CLASS A	21,655	21.85	473,161.75
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	36,820	73.02	2,688,596.40
DOUBLEVERIFY HOLDINGS INC	26,025	32.89	855,962.25
FAIR ISAAC CORP	2,261	846.91	1,914,863.51
FIVE9 INC	14,450	71.11	1,027,539.50
HUBSPOT INC	2,755	503.18	1,386,260.90
MANHATTAN ASSOCIATES INC	16,571	189.95	3,147,661.45
MONGODB INC	4,945	360.75	1,783,908.75
PTC INC	20,062	140.24	2,813,494.88
TYLER TECHNOLOGIES INC	3,909	375.12	1,466,344.08
WORKIVA INC	8,450	96.50	815,425.00
BADGER METER INC	13,768	161.07	2,217,611.76

CTS CORP	44,340	44.52	1,974,016.80	
MIRION TECHNOLOGIES INC	79,844	7.91	631,566.04	
NAPCO SECURITY TECHNOLOGIES	24,693	22.68	560,037.24	
NOVANTA INC	9,101	152.67	1,389,449.67	
PAR TECHNOLOGY CORP/DEL	31,637	41.11	1,300,597.07	
PURE STORAGE INC - CLASS A	17,436	35.69	622,290.84	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	12,375	406.00	5,024,250.00	
VONTIER CORP	64,979	30.21	1,963,015.59	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	5,417	138.25	748,900.25	
ATMOS ENERGY CORP	23,864	116.40	2,777,769.60	
ESSENTIAL UTILITIES INC	57,233	36.67	2,098,734.11	
CREDO TECHNOLOGY GROUP HOLDI	45,572	14.88	678,111.36	
ENTEGRIS INC	16,150	95.18	1,537,157.00	
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	14,668	89.92	1,318,946.56	
MACOM TECHNOLOGY SOLUTIONS H	38,173	79.64	3,040,097.72	
MARVELL TECHNOLOGY INC	46,417	57.29	2,659,229.93	
ONTO INNOVATION INC	16,762	114.76	1,923,607.12	
SITIME CORP	1,754	125.38	219,916.52	
COSTAR GROUP INC	34,022	79.56	2,706,790.32	
FIRSTSERVICE CORP	25,510	145.88	3,721,398.80	
米ドル 小計	5,215,995		270,248,104.51 (39,515,677,841)	
合 計	5,215,995		39,515,677,841 (39,515,677,841)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	APPLE HOSPITALITY REIT INC	263,537	3,834,463.35	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	21,144	2,254,373.28	
		CUBESMART	60,461	2,504,294.62	
		DOUGLAS EMMETT INC	39,660	533,823.60	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	46,788	3,153,979.08	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	19,866	1,039,786.44	
		TERRENO REALTY CORP	32,247	1,918,696.50	
米ドル 小計			483,703	15,239,416.87 (2,228,307,534)	
合 計				2,228,307,534 (2,228,307,534)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)投資証券における券面総額欄の数値は証券数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 165銘柄	94.7%		94.7%
	投資証券 7銘柄		5.3%	5.3%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は、2023年8月31日現在です。

【純資産額計算書】

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）>

資産総額	14,110,857,228円
負債総額	7,331,189,692円
純資産総額（ - ）	6,779,667,536円
発行済口数	6,463,963,217口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0488円
（1万口当たり純資産額）	（10,488円）

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）>

資産総額	36,936,582,459円
負債総額	19,503,732円
純資産総額（ - ）	36,917,078,727円
発行済口数	31,148,712,525口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1852円
（1万口当たり純資産額）	（11,852円）

参考情報

<ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式マザーファンド>

資産総額	43,795,326,138円
負債総額	79,715,930円
純資産総額（ - ）	43,715,610,208円
発行済口数	36,647,199,950口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1929円
（1万口当たり純資産額）	（11,929円）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金の額

本書提出日現在

資本金の額 金1億円

発行可能株式総数 20万株

発行済株式総数 2,000株

< 最近5年間における主な資本金の額の増減 >

2018年1月に資本金の額を金100万円から金1億円に増資。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社における最高の意思決定機関である株主総会は取締役・監査役の選任および定款の変更に
かかる決議などを行います。定時株主総会は毎年12月31日（毎事業年度終了）から3ヵ月以内に招
集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集します。

委託会社の業務執行等に関する意思決定機関は取締役会です。取締役会は3名以上の取締役で構成
され、その決議により、代表取締役1名以上を定めます。本書の日付時点で委託会社の代表取締役
は1名です。

定時取締役会は3ヵ月に1回開催され、臨時取締役会は、必要あるごとに随時開催されます。

取締役会は、法令又は定款に定める事項、株主総会等に関する事項、役員・使用人等に関する事
項、資産又は財務に関する事項、業務運営に関する事項、コンプライアンスに関する事項その他業
務執行に関する重要な事項を決定します。

委託会社の監査役は1名以上とし、監査役は、法令若しくは定款に違反する行為、不正な行為、あ
るいはこれらの行為をするおそれがあると認める場合において、これを取締役に報告するために
必要があるときその他必要があると認めるときは、取締役会の招集を請求し、または取締役会を招
集することができます。監査役は取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなけれ
ばなりません。

委託会社は、意思決定のための組織体制として、取締役会の下に、投資信託等にかかるガバナンス
を管轄する委員会を設置しています。同委員会は各投資信託の運用方針、運用ガイドライン、手数
料、配分方針等を含む投資信託に関する重要事項を審議し、決定します。

投資運用の意思決定機構

運用にあたっては、委託会社が属するティー・ロウ・プライス・グループの運用部門のリソースを
活用します。ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナ

リストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、適宜、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と情報共有し、相互に支援します。運用投資意思決定プロセスは、株、債券、マルチ・アセットといった投資対象資産や戦略により異なりますが、代表的な資産である株式運用戦略においては、ファンダメンタルズ分析によるボトム・アップ・アプローチ^{*}が基盤となります。アナリストが実地調査や分析等に基づく個別銘柄あるいは発行体の定性・定量評価を行い、ポートフォリオ・マネジャーに投資推奨を行います。ポートフォリオ・マネジャーは、アナリストや他戦略のポートフォリオ・マネジャーとの議論を通じ、投資アイデアの精度を高めたうえで、最終的な投資判断を行います。さらに、債券関連の戦略では、運用プロフェッショナル間において、マクロ経済見通し等に基づく短中期的な投資テーマの共有が行われ、マルチ・アセット戦略では、アセット・アロケーションにかかる委員会が戦術的なアセット・アロケーションの配分決定・変更を主導するなど、トップ・ダウンの視点が加わります。

運用リスク管理にあたっては、運用チームのみならず、専門委員会やリスク管理部門により、多層的に管理する体制としています。また運用ガイドライン等の遵守については、運用部門から独立している専門のインベストメント・コンプライアンスによりモニタリングされます。

* ボトム・アップ・アプローチとは、アナリストの個別企業に対する調査や分析等に基づきその企業の投資価値を判断し、個別銘柄を選択する運用手法です。

< 訂正後 >

(1) 資本金の額

本書提出日現在

資本金の額 金 1 億円

発行可能株式総数 20万株

発行済株式総数 2,000株

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社における最高の意思決定機関である株主総会は取締役・監査役の選任および定款の変更にかかる決議などを行います。定時株主総会は毎年12月31日（毎事業年度終了）から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集します。

委託会社の業務執行等に関する意思決定機関は取締役会です。取締役会は3名以上の取締役で構成され、その決議により、代表取締役1名以上を定めます。本書の日付時点で委託会社の代表取締役は、1名です。

定時取締役会は3ヵ月に1回開催され、臨時取締役会は、必要あるごとに随時開催されます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、株主総会等に関する事項、役員・使用人等に関する事項、資産または財務に関する事項、業務運営に関する事項、コンプライアンスに関する事項その他業務執行に関する重要な事項を決定します。

委託会社の監査役は1名以上とし、監査役は、法令もしくは定款に違反する行為、不正な行為、またはこれらの行為をするおそれがあると認める場合において、これを取締役会に報告するために必要があるときその他必要があると認めるときは、取締役会の招集を請求し、または取締役会を招集することができます。監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければなりません。

委託会社は、意思決定のための組織体制として、取締役会の下に、投資信託等にかかるガバナンスを管轄する委員会を設置しています。同委員会は各投資信託の運用方針、運用ガイドライン、手数料、分配方針等を含む投資信託に関する重要事項を審議し、決定します。

投資運用の意思決定機構

運用にあたっては、委託会社が属するティー・ロウ・プライス・グループの運用部門のリソースを活用します。ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、適宜、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と情報共有し、相互に支援します。運用投資意思決定プロセスは、株、債券、マルチ・アセットといった投資対象資産や戦略により異なりますが、代表的な資産である株式運用戦略においては、ファンダメンタルズ分析によるボトム・アップ・アプローチ^{*}が基盤となります。アナリストが実地調査や分析等に基づく個別銘柄または発行体の定性・定量評価を行い、ポートフォリオ・マネジャーに投資推奨を行います。ポートフォリオ・マネジャーは、アナリストや他戦略のポートフォリオ・マネジャーとの議論を通じ、投資アイデアの精度を高め、最終的な投資判断を行います。さらに、債券関連の戦略では、運用プロフェッショナル間において、マクロ経済見通し等に基づく短中期的な投資テーマの共有が行われ、マルチ・アセット戦略では、アセット・アロケーションにかかる委員会が戦術的なアセット・アロケーションの配分決定・変更を主導するなど、トップ・ダウンの視点が加わります。

運用リスク管理にあたっては、運用チームのみならず、専門委員会やリスク管理部門により、多層的に管理する体制としています。また運用ガイドライン等の遵守については、運用部門から独立している専門のインベストメント・コンプライアンスによりモニタリングされます。

* ボトム・アップ・アプローチとは、アナリストの個別企業に対する調査や分析等に基づきその企業の投資価値を判断し、個別銘柄を選択する運用手法です。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2022年12月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	24	1,132,502

< 訂正後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2023年8月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	26	1,418,881

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況につきましては、以下の記載内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に従って作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期事業年度(自2022年1月1日至2022年12月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度に係る中間会計期間(自2023年1月1日至2023年6月30日)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満を切捨てて記載しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第5期事業年度 (2021年12月31日)	第6期事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	6,747,169	7,909,877
前払費用	42,225	38,013
未収収益	560,086	692,531
未収委託者報酬	4,134,370	3,033,172
未収還付法人税等	-	145,125
関係会社未収入金 1	30,400	60,657
流動資産合計	11,514,253	11,879,379
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	862,128	909,772
器具備品	281,426	289,784
減価償却累計額	423,023	653,530
有形固定資産合計	720,532	546,026
無形固定資産		
のれん	2,028,058	1,847,786
ソフトウェア	2,180	1,417
無形固定資産合計	2,030,238	1,849,203
投資その他の資産		
長期差入保証金	213,279	213,279
繰延税金資産	980,757	758,142
投資その他の資産合計	1,194,036	971,421
固定資産合計	3,944,807	3,366,652
資産合計	15,459,060	15,246,031

(単位:千円)

	第5期事業年度 (2021年12月31日)	第6期事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
関係会社未払金 1	5,818,694	6,434,193
未払手数料	1,831,242	1,284,153
未払費用	223,606	294,884
未払法人税等	1,417,774	-
預り金	668,868	567,761
未払消費税等	577,270	227,363
その他	12,507	3,576
流動負債合計	10,549,963	8,811,933
固定負債		
退職給付引当金	591,942	727,619
資産除去債務	175,280	222,423
その他	53,939	40,813
固定負債合計	821,162	990,856
負債合計	11,371,126	9,802,790
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,987,934	5,343,240
利益剰余金合計	3,987,934	5,343,240
株主資本合計	4,087,934	5,443,240
純資産合計	4,087,934	5,443,240
負債・純資産合計	15,459,060	15,246,031

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第5期事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第6期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業収益 1		
委託者報酬	16,463,702	15,272,023
投資運用受託報酬	4,983,241	4,280,895
その他営業収益	3,098,304	2,719,711
営業収益計	24,545,247	22,272,629
営業費用		
支払手数料	7,743,632	7,158,103
広告宣伝費	145,416	136,366
調査費		
調査費	303,266	388,458
情報機器関連費	25,200	32,924
委託調査費	4,825,790	4,593,269
営業経費		
通信費	12,304	12,178
その他	30,976	32,315
営業費用計	13,086,588	12,353,616
一般管理費		
給料		
役員報酬及び給料手当	1,188,304	1,358,991
賞与	1,294,100	1,069,512
役員賞与	139,321	138,561
その他報酬給料	298,348	465,065
法定福利費	143,541	159,232
その他の福利厚生費	90,710	102,060
株式報酬費用	547,248	610,847
交際費	545	4,019
旅費交通費	2,552	34,827
不動産関係費		
不動産賃借料	194,110	195,319
その他の不動産関係費	39,823	40,600
退職給付費用	124,949	159,516
固定資産減価償却費	219,104	231,348
のれん償却費	180,271	180,271
諸経費		
業務委託費 1	2,564,655	3,232,172
その他	62,969	69,738
一般管理費合計	7,090,558	8,052,085
営業利益	4,368,100	1,866,928
営業外収益		
為替差益	198,904	379,103
営業外収益合計	198,904	379,103
経常利益	4,567,005	2,246,031
税引前当期純利益	4,567,005	2,246,031
法人税、住民税及び事業税	1,575,948	668,111
法人税等調整額	125,664	222,614
法人税等合計	1,701,613	890,725
当期純利益	2,865,392	1,355,305

(3) 【株主資本等変動計算書】

第5期事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	1,122,542	1,122,542	1,222,542	1,222,542
当期変動額					
当期純利益	-	2,865,392	2,865,392	2,865,392	2,865,392
当期変動額合計	-	2,865,392	2,865,392	2,865,392	2,865,392
当期末残高	100,000	3,987,934	3,987,934	4,087,934	4,087,934

第6期事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	3,987,934	3,987,934	4,087,934	4,087,934
当期変動額					
当期純利益	-	1,355,305	1,355,305	1,355,305	1,355,305
当期変動額合計	-	1,355,305	1,355,305	1,355,305	1,355,305
当期末残高	100,000	5,343,240	5,343,240	5,443,240	5,443,240

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物付属設備	2～7年
工具、器具及び備品	2～7年

(2) 無形固定資産

のれんの償却については、15年間の定額法を採用しております。

2．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3．引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給見込額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業から委託者報酬、投資運用受託報酬を稼得しております。投資運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年4回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資運用受託報酬

投資運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を主に年1回、もしくは年2回受け取ります。当該報酬は運用期間にわたり収益として認識しております。投資運用受託報酬の中には成功報酬も含まれ、成功報酬は対象となる顧問口座の特定の参考指標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3) その他営業収益

その他営業収益は、グループ会社へ提供するサービスの対価として、発生する収益の一部を移転価格税制に基づいて受け取ります。当該報酬はサービスの提供に応じて収益として認識しております。

（会計方針の変更）

（「収益認識に関する会計基準」等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過措置に従って、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

（「時価の算定に関する会計基準」等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産

- 1．当事業年度の財務諸表に計上した金額 758,142千円
- 2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。当該計画においては、運用総資産の総額は、当社の現在までの業績を鑑みて、順調に推移することを予想しております。

主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、予想運用総資産であります。運用総資産が金融市場の過去の標準的な増加率の推移に基づくと予想しております。

翌年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である予想運用総資産残高は、見積りの不確実性が高く予想通り推移しない可能性があります。当社の現在までの業績や金融市場の状況を鑑みて、課税所得の見積り額や繰延税金資産の回収可能性の判断に与えるリスクは低いと考えております。

（貸借対照表関係）

1 関係会社に対する資産及び負債 (千円)

	第5期事業年度 (2021年12月31日)	第6期事業年度 (2022年12月31日)
関係会社未収入金	30,400	60,657
関係会社未払金	5,818,694	6,434,193

（損益計算書関係）

1 関係会社との取引のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。(千円)

	第5期事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第6期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業収益	6,501,398	5,605,249
委託調査費	4,825,790	4,593,269
業務委託費	2,465,155	3,081,929

（株主資本等変動計算書関係）

第5期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,000	-	-	2,000
合計	2,000	-	-	2,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第6期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,000	-	-	2,000
合計	2,000	-	-	2,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第5期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第5期事業年度 (2021年12月31日)
1年内	195,139
1年超	439,064
合計	634,203

第6期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第6期事業年度 (2022年12月31日)
1年内	195,139
1年超	243,924
合計	439,064

（資産除去債務関係）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間としております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業務等を行っており、金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収収益及び未収委託者報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収収益に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

関係会社未収入金は、その多くが当社の親会社の子会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

長期差入保証金及び差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金及び差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

未収収益及び未収委託者報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内管理し、入金遅延等があった場合には速やかに社内関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収収益に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第5期事業年度(2021年12月31日)

資産

(1)現金・預金、(2)未収収益、(3)未収委託者報酬、(4)関係会社未収入金

負債

(1) 関係会社未払金、(2)未払手数料、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)預り金、(6)未払消費税等

これらについては、現金または短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであるため、注記を省略しております。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)
長期差入保証金	213,279

本社事務所の貸借契約開始時に差入れている保証金であり、市場価格がなく、実質的な残存期間を算定することが困難であり、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められ、時価開示の対象としておりません。

金銭債権の決算日後の償還予定額

金銭債権(現金・預金、未収収益、未収委託者報酬及び関係会社未収入金)は全て1年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年以内であります。

(千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	6,747,169	-	-	-
未収収益	560,086	-	-	-
未収委託者報酬	4,134,370	-	-	-
関係会社未収入金	30,400	-	-	-
長期差入保証金	-	213,279	-	-

第6期事業年度(2022年12月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	213,279	213,135	144

資産

(1)現金・預金、(2)未収収益、(3)未収委託者報酬、(4)関係会社未収入金、(5)未収還付法人税等

負債

(1) 関係会社未払金、(2)未払手数料、(3)未払費用、(4)預り金、(5)未払消費税等

これらについては、現金または短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであるため、注記を省略しております。

金銭債権の決算日後の償還予定額

(千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	7,909,877	-	-	-
未収収益	692,531	-	-	-
未収委託者報酬	3,033,172	-	-	-
未収還付法人税等	145,125	-	-	-
関係会社未収入金	60,657	-	-	-
長期差入保証金	-	213,279	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時間の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第6期事業年度（2022年12月31日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	213,135	-	213,135
資産計	-	213,135	-	213,135

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

将来キャッシュ・フローを当該貸借契約期間に近似する国債の利回りを基にした割引率で割り引いた現在価値を基に算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

第6期事業年度（2022年12月31日）

(単位：千円)

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	15,272,023	4,280,895	2,719,711	22,272,629

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

第5期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)	
期首における退職給付引当金	485,028
退職給付費用	124,949
退職給付の支払額	18,035
期末における退職給付引当金	591,942

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

(千円)	
簡便法で計算した退職給付費用	124,949

第6期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)	
期首における退職給付引当金	591,942
退職給付費用	159,516
退職給付の支払額	23,839
期末における退職給付引当金	727,619

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

(千円)	
簡便法で計算した退職給付費用	159,516

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第5期事業年度 (2021年12月31日)	第6期事業年度 (2022年12月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
減価償却超過額	62,274	112,605
退職給付引当金	204,752	251,683
未払費用	91,202	115,466
株式報酬費用	251,406	284,592
資産除去債務	60,629	76,936
未払家賃	18,657	14,117
資産調整勘定	305,170	61,034
事業税	94,107	-
特別法人事業税	32,585	-
繰延税金資産合計	1,120,786	916,436
繰延税金負債		
固定資産	57,137	71,287
退職給与負債調整勘定	82,891	73,681
事業税	-	9,897
特別法人事業税	-	3,427
繰延税金負債合計	140,028	158,293
繰延税金資産の純額	980,757	758,142

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第5期事業年度（2021年12月31日）

	(%)
法定実効税率	34.6
（調整）	
交際費、役員給与等永久に損金に算入されない項目	1.1
のれん償却費	1.4
過年度繰延税金資産修正分	1.1
その他	1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.3

第6期事業年度（2022年12月31日）

	(%)
法定実効税率	34.6
（調整）	
交際費、役員給与等永久に損金に算入されない項目	2.3
のれん償却費	2.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.7

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第5期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	16,463,702	4,983,241	3,098,304	24,545,247

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

北米	4,520,005
ヨーロッパ	1,918,273
日本	18,043,849
その他	63,119
合計	24,545,247

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク	4,149,446
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	1,855,305

(注)当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

第6期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	15,272,023	4,280,895	2,719,711	22,272,629

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

北米	4,138,141
ヨーロッパ	1,357,195
日本	16,667,380
その他	109,912
合計	22,272,629

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク	3,625,341
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	1,281,841

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第5期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン市クイーン・ヴィクトリア・ストリート60	1億7414万8000ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)直接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 1,855,305 費用 990,993	関係会社未払金	4,352,749
親会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・ブラット・ストリート100	2448万5947ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 4,149,446 費用 5,800,311	関係会社未払金	171,968
親会社	ティー・ロウ・プライス・グループ、インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・ブラット・ストリート100	4583万4994ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	株式報酬費用	費用 547,248	関係会社未払金	1,072,029

(注1) 上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ティー・ロウ・プライス・ルクセンブルク・マネジメント・エス・エー・アール・エル	ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク、プリンス・ヘンリー大通り35	266万9400ドル	投資助言・代理及び投資運用業		各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 62,852 費用 95,719	関係会社未払金	164,410

(注1) 上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

親会社ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（非上場会社）

の親会社ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク（非上場会社）

の親会社ティー・ロウ・プライス・グループ、インク（ナスダック証券取引所に上場）

第6期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン市クイーン・ヴィクトリア・ストリート60	1億7414万8000ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)直接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 1,281,841 費用 1,001,250	関係会社未払金	4,418,435
親会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・ブラット・ストリート100	2448万5947ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 3,625,341 費用 6,061,644	関係会社未払金	102,801
親会社	ティー・ロウ・プライス・グループ、インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・ブラット・ストリート100	4486万2104ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	株式報酬費用	費用 610,847	関係会社未払金	1,788,834

(注1) 上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ティー・ロウ・プライス・ルクセンブルク・マネジメント・エス・エー・アール・エル	ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク、プリンス・ヘンリー大通り35	266万9400ドル	投資助言・代理及び投資運用業		各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 75,182 費用 188,252	関係会社未払金	22,603

(注1) 上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

親会社ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（非上場会社）

の親会社ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク（非上場会社）

の親会社ティー・ロウ・プライス・グループ、インク（ナスダック証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	第5期事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第6期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	2,043,967.49円	2,721,620.34円
1株当たり当期純利益金額	1,432,696.14円	677,652.85円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第5期事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第6期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純利益金額(千円)	2,865,392	1,355,305
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	2,865,392	1,355,305
期中平均株式数(株)	2,000	2,000

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

	第7期中間会計期間 (2023年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	10,314,299
前払費用	83,566
未収収益	550,425
未収入金	87,974
未収委託者報酬	3,603,214
関係会社未収入金	91,792
流動資産合計	14,731,273
固定資産	
有形固定資産	
建物付属設備	911,895
器具備品	286,279
減価償却累計額	753,445
有形固定資産合計	444,729
無形固定資産	
のれん	1,757,650
ソフトウェア	13,306
無形固定資産合計	1,770,956
投資その他の資産	
長期差入保証金	213,279
繰延税金資産	1,140,605
投資その他の資産合計	1,353,884
固定資産合計	3,569,571
資産合計	18,300,844

（単位：千円）

第7期中間会計期間
(2023年6月30日)

負債の部	
流動負債	
関係会社未払金	6,752,635
未払手数料	1,589,440
未払費用	276,324
未払法人税等	1,035,392
賞与引当金	535,433
役員賞与引当金	69,368
預り金	47,013
未払消費税等	401,843
その他	47,550
流動負債合計	10,755,002
固定負債	
退職給付引当金	820,243
資産除去債務	226,448
その他	13,604
固定負債合計	1,060,296
負債合計	11,815,299
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	6,385,545
利益剰余金合計	6,385,545
株主資本合計	6,485,545
純資産合計	6,485,545
負債純資産合計	18,300,844

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第 7 期中間会計期間 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 6 月30日)
営業収益	
委託者報酬	7,652,621
投資運用受託報酬	2,596,718
その他営業収益	1,461,352
営業収益計	11,710,692
営業費用	
支払手数料	3,571,012
広告宣伝費	69,376
調査費	
調査費	216,473
情報機器関連費	10,735
委託調査費	2,572,110
営業雑経費	
通信費	6,590
その他	18,076
営業費用計	6,464,375
一般管理費	
給料	
給料・手当	746,574
賞与引当金繰入額	535,433
役員賞与引当金繰入額	69,368
その他報酬給料	171,903
法定福利費	68,221
その他の福利厚生費	40,131
株式報酬費用	302,017
交際費	4,489
旅費交通費	34,460
不動産関係費	
不動産賃借料	99,383
その他の不動産関係費	15,201
退職給付費用	95,163
固定資産減価償却費	128,304
のれん償却費	90,135
諸経費	
業務委託費	1,711,826
その他	70,765
一般管理費合計	4,183,383
営業利益	1,062,933
営業外収益	
為替差益	631,946
営業外収益合計	631,946
経常利益	1,694,880
税引前中間純利益	1,694,880
法人税、住民税及び事業税	1,035,039
法人税等調整額	382,462
法人税等合計	652,576
中間純利益	1,042,304

[注記事項]

(重要な会計方針)

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	2 - 7年
器具備品	2 - 7年

(2) 無形固定資産

のれんの償却については、15年間の定額法を採用しております。

2．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準として計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準として計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末(2023年6月30日現在)における退職給付債務の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る中間会計期間末自己都合要支給額見込相当額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業から委託者報酬、投資運用受託報酬を稼得しております。投資運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年4回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資運用受託報酬

投資運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を主に年1回、もしくは年2回受け取ります。当該報酬は運用期間にわたり収益として認識しております。投資運用受託報酬の中には成功報酬も含まれ、成功報酬は対象となる顧問口座の特定の参考指標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3) その他営業収益

その他営業収益は、グループ会社へ提供するサービスの対価として、発生する収益の一部を移転価格税制に基づいて受け取ります。当該報酬はサービスの提供に応じて収益として認識しております。

(表示方法の変更)

当期首より、事業の内容をより明瞭に表示するため、貸借対照表の未収委託者報酬に含めて表示していた未収入金を区分掲記して表示しております。

（中間貸借対照表関係）

第7期中間会計期間（2023年6月30日）

消費税等の取扱い

仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第7期中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第7期中間会計期間（2023年6月30日）
1年内	195,139
1年超	146,354
合計	341,494

（資産除去債務関係）

第7期中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間としております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

第7期中間会計期間（2023年6月30日）

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	213,279	213,559	280

資産

(1)現金・預金、(2)未収収益、(3)未収入金、(4)未収委託者報酬、(5)関係会社未収入金

負債

(1)関係会社未払金、(2)未払手数料、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)預り金、(6)未払消費税等

これらについては、現金または短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであるため、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時間の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第7期中間会計期間（2023年6月30日）

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	213,559	-	213,559
資産計	-	213,559	-	213,559

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

将来キャッシュ・フローを当該貸借契約期間に近似する国債の利回りを基にした割引率で割り引いた現在価値を基に算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	7,652,621	2,596,718	1,461,352	11,710,692

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（セグメント情報等）

第7期中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	7,652,621	2,596,718	1,461,352	11,710,692

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

北米	2,209,550
ヨーロッパ	650,671
日本	8,821,518
その他	28,951
合計	11,710,692

（注）営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	1,906,421
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	612,066

（注）当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第7期中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

	第7期中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり純資産額	3,242,772.67円
1株当たり中間純利益金額	521,152.33円

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第7期中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
中間純利益金額(千円)	1,042,304
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	1,042,304
期中平均株式数(株)	2,000

(重要な後発事象)

第7期中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

<訂正前>

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

<訂正後>

委託者は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品

取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。

以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

第2【その他の関係法人の概況】

<訂正前>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円 (2022年3月末)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	取扱いコース	資本金の額	事業の内容
野村證券株式会社	A、Bコース	10,000百万円 (2022年3月末)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(後略)

<訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円 (2023年3月末)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	取扱いコース	資本金の額	事業の内容
野村證券株式会社	A、Bコース	10,000百万円 (2023年3月末)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

独立監査人の監査報告書

2023年10月27日

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）の2023年4月14日から2023年8月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）の2023年8月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2023年10月27日

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の2023年4月14日から2023年8月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティー・ロウ・プライス 米国中小型株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の2023年8月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2023年3月27日

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 米永 隆司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月28日

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 賢二
業 務 執 行 社 員**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。